

附

錄

一、國通社員會の概況

國通の飛躍的發展伸長に伴ひわが國通社員の組織を會社運營の精神的母胎たらしむべき構想の下に、さきに創設された協和會國通分會、共濟會金融組合、體育俱樂部の三者を統合し確固たる社員協同組織とすべく、

一、會社の使命たる言論國策の遂行を基調とし社運の隆昌をはかる

一、國家全體主義に立脚し會員各自の高邁なる精神の陶冶と自律自治の修養に努む

一、社業の健全なる發達を基調とし會員の互助親睦及び福祉増進をはかる

といふ三大目標を掲げて社員會結成の議が提案されたのは康德五年六月であつた。この結果各部長、各支社局長が發起人となり協議を重ねた末實性、長澤、伴野、大西、瀬沼の五名を社員會規約起草委員に推し、前記五名は相協力して規約作成のための協議會を數回に亘り開催、同年七月四日

一、國通社員會の概況

の發起人會に提出して可決をみたので、に國通社員會規約が成立をみるに至つた。一方規約の決定とならんで初代役員も本社各局及び支社局別に人選を行ひ北安路の舊社屋から新裝成つた中央通の現國通社屋に移轉した十一月初旬國通社員會は創立の三大目標達成に向つて地道な發足を行つたのである。

新役員としては竹内悅郎（編輯）初代幹事長の下生常任幹事に田中寛次、伴野大造、太田知之、守屋吉男、山田憲雄、升井芳平、帆足升、三藤順記の八名、幹事に井形廣吉以下各部長、支社局長二十八名が夫々就任した。分科會は共濟金融、體育、修養、福祉の五部が生れ共濟（田中寛次）金融（伴野大造）、體育（守屋吉男）、修養（山田憲雄）福祉（太田知之）の各部長が夫々任命され、相談役には社員會の産婆役をつとめた長澤大連支社長、前總務局長瀬沼編輯局次長、實性弘報協會庶務課長三氏が委嘱され、名實

ともにわれらの社員會として誕生したのである。かくして全社員の興望と期待を擔つて誕生した社員會は各部門とも目ざましい發展を示し、國策通信社たる國通の社業翼賛に社員の福祉増進、體位向上に幾多の輝かしい足跡を残し、役員は轉勤による移動のほか第二次に於ても第一次と同略じ陣容をもつてなされたが、康徳六年十一月に行はれた第三次役員改選の結果は【顧問】森田社長、三浦理事、升井理事、中島理事【相談役】寶性確成、富田廣四、【幹事長】飯田台輔、【常任幹事】前田義孝(福祉)、伴野大造(金融)、關口壽一(共濟)、守屋吉男(體育)、竹田繁年(庶務)、相原敏治(哈爾濱)、鈴木俊久(奉天)、竹内悅郎(大連)の諸氏のほか幹事に中村敏以下本社側八名、支社局側七名が任命され第一、二次において分科會を設けてゐた福祉、金融、共濟、體育、修養の五部門のうち修養部を廢止し各部長は本社常任幹事がこれに當ることゝなつた。社員會運營方針も竹内前幹事長の方針にさらに斬新味を加へていよく實質的な活動に移つた。

康徳七年七月第三次役員の辭職に伴ひ富田總務局長が新幹事長に就任した。第四次社員會役員で特に注目されるのは従來役員が非常に多かつたのを思ひ切り減員した點であり、【顧問】森田社長、中島理事、升井理事、【相談役】寶性確成、伴野大造、瀨沼三郎、則武登光、川島孝太郎、淺岡六郎、【幹事長】富田廣四、【常任幹事】高見達夫、宮島武夫、土橋清秀、柏木喜作、近藤勇造、【幹事】西條德重以下九名にして福祉部長が高見達夫、體育部長が宮島武夫、共濟部長が土橋清秀、金融部長が柏木喜作、庶務部長が近藤勇藏であつた。第四次役員改選に伴ひ役員諸氏の骨折りで、従來委員經營となつてゐた食堂を社員會直營事業としたのは特筆されよう。これにより毎日の食事を會社の食堂で攝つてゐた獨身社員に大なる利便を與へ得ることゝなつた。さらに社員ならびに家族の體位向上と親睦融和をはかるため同康徳七年九月廿二日、秋晴れの兒玉公園競技場に第一回「社員及び家族慰安大運動會」を開催した。この日集まる

もの社員及び家族を合して約五百名、早朝より競技は開始され各局對抗、バン食ひ、親子競走、翻譯、計算等と奇想天外の珍競技を展開し和氣藹々裡に五時半散會した。この社員及び家族慰安運動會は特に家族間の親睦を深め大好評を博し例年の開催を希望するもの激増し、その後毎年開催される國通運動會の基礎を作つたものとして社員會事業の劃期的なものである。また國通創立八周年記念日に當る康徳七年十二月一日には興亞奉公日とならんで創立八周年記念日及びノモンハン事件感謝狀授受一周年記念日に當るので全社員午前九時半本社に集合、ふりしきる雪を衝いて新京神社ならびに忠靈塔に參拜し護國の英靈及び前線勇士に感謝の誠を捧げ併せて社業の隆昌と職域奉公の達成を祈願した。

富田廣四の弘報協會出向により幹事長には長澤業務局長、がその後任として就任し幹事長更迭を期として第五次社員會役員の改選が行はれた。この結果福祉部長に西條徳重が推され、食堂經營の如きはいよく軌道に乗つた。康徳八

一、國通社員會の概況

年六月その職に就任の伴野大造總務局長が幹事長に推されるや、福祉部長も西條徳重より宮島武夫へと引繼がれた。伴野幹事長以下各役員の改選は九月に行はれたが全役員とも重任に決定し、九月十四日には中銀運動場において第二回「社員及び家族心身鍛鍊日」を開催し社員會の活動はいよく活潑となつた。さらに冬に入つては宮島體育部長の幹旋により十一月九日、陶家屯において第一回國通社員兔狩りを實施し社員の體位向上ならびに冬季屋外運動獎勵に努めた。

社員會の活躍、發展を裏付けるものとして十二月一日、女子社員が社員會に加入し當日附をもつて社員會女子部が誕生し、こゝに國通男女社員の結束による總力戰體制が確立され、社員會の基礎は愈々鞏固となつたのである。伴野總務局長の社外轉出により空席となつてゐた社員會幹事長には相原敏治總務局長が就任した。相原幹事長は地方支社局における社員會活動に再檢討を加ふべきであるとの意見

を有してゐたが、たまたま森田前理事長に代り國通理事長に就任した松方新理事長もまた國通社員會の實情を詳細に聽取して改革を加ふべきであるとの意見をもつた。而して社員會の改革には先決問題として幹事長は從來總務局長がこれに就任してゐたものを國通本來の使命に鑑み、編輯局關係より幹事長を選出するに決し暫定的に編輯關係幹事長には社員有志の推薦により大鋸時生（地方部長）が就任した大鋸幹事長は先づ社員會規約から改正すべきであるとの創意の下に有志と、もに規約の素案作成に着手し、これが完成を俟ち暫定的に決定した社員有志よりなる社員協議員にこれを諮り、特に本協議會には松方理事長以下寒河江建部兩理事、佐藤監事、小野顧問、天野編輯、相原總務の各局長も出席して規約作成に寄與した。

社員會規約は二回に亘る討議の結果決定をみたが一方、規約決定とならんで大鋸幹事長は役員の選定を終り社員會機構はこゝに一大改革を行つた。即ち

一、從來理事長、重役は事實上社員會との接觸が餘り密

接でなかつた

一、役員は所謂天降り式で下情上通の點に欠ぐところがあつた

一、業務擔當部門過多のため會の運営の圓滑を欠いた等の弊を一掃し役員は社員の總意によりこれを選出し、理事長が會長となり社員會を統理するといふ社員會新體制が確立したのである。今回の改革案要點は左の如くである。

一、社内を六分會に分け各分會社員中よりそれ／＼代表を選出し協議員とする

一、各分會より各一名の代表者を選出し企畫委員とする
一、役員を會長、相談役、本部長、副本部長、共濟班長、福祉班長、訓練班長、女子班長とし本部長以下の役員は社員協議會の選出による

一、社員會と協和會國通分會と統合して業務の圓滑化をはかる

等の諸點に要約され、從來社員の聲は何日も上達する機會がなく立消えとなつてゐたといふ憾みが今回の改革により

完全に一掃され社員の聲は協議員を通じて班長、本部長に達しさらに會長たる理事長に上達されることとなり、從來の社員會に缺如してゐた點が今回改革の重點として採り上げられたのである。

五月廿六日改革後初の社員會協議會の結果、共濟、福祉部門において比較的恵まなかつた國通社員に對して、後顧の憂ひなく社業に精勵せしめよとの提議により社員會規約は飛躍的に改革された。例へば共濟規程の如きは、

一、結婚祝金 五十圓

一、出産祝金 長子百圓、その他一子につき五十圓

一、病氣 (1)連續欠勤三週間以上五十圓、(2)さらに三週間に及ぶ場合五十圓、(3)さらに一ヶ月に及ぶ場合自五十圓至百圓、(4)その他治療相當額に達する疾病傷害會員に對しては社員會班長會議により三百圓以内の補助をなす

など機構に或は規約に思ひ切つた改革が行はれた。この改革により新役員には【會長】松方理事長、【相談役】寒河江理事、建部理事、佐藤監事、小野顧問、【本部長】大鋸時生

一、國通社員會の概況

(東京同盟出向により十月六日まで)、西條徳重、【副本部長】宮島武夫、【厚生班長】宮島武夫、【共濟班長】井形廣吉【訓練班長】千原正義、【女子班長】相原敏治がなり、企畫委員として關口壽一、宮崎司、大西秀治、久保良彌、遠山市安江芳郎、【協議委員】として(第一分會)大谷正義、越坂部義明、堀井宜之、川上一男、(第二分會)宮澤貞男、大橋善治郎、三谷貞男、濱田潔、(第三分會)日比生登、郝正臣、李心炎、(第四分會)三原義男、久保良彌、山田武夫、(第五分會)中村繁、遠山甫、山本正二、(第六分會)大黒英一、安江芳郎が推され、こゝに社員會は新機構による國通の新生社員會として再出發したのである。かくて國通創立十周年記念を迎ふるにあたり社員會も會社と表裏一體となり社業翼賛にますます挺身し、社員の融和及び福祉増進、體位向上或は團體訓練の徹底に國通の推進力となり弘報宣傳機關たる國通の使命完遂に全面的協力を誓ひ、社員會の發展強化を期しつゝある。

二、物故社員一覽

(以康
德
五
年
降)

▼鈴木二郎 康徳五年一月二十六日戰傷死。北支正太線測右鎮にて共產敗慘兵の投じた手榴彈に戰傷し石家莊陸軍病院で手厚い看護の甲斐もなく遂に報道戰の華と散つた。當時は太原支局長、尙ほ第五章第一〇項を參照せられたし。

▼葉右泉 康徳五年四月九日病死(編輯局滿支部に勤務中)。放送局宛白話文作成に得意の境地を作つてゐた。

▼馮稼樞 康徳六年七月十五日附死亡退社(事業局出版部勤務中)。日本語をよくし、とりわけ翻譯にすぐれ火野葦平「麥と兵隊」の漢文譯を完了、遠く中支方面にも反響をよんだ。

▼山田憲雄 康徳六年十月二十日病死(編輯局庶務部庶務主任)。弘報協會創立に當り専ら法規關係事務を擔當した人で法規の研究に熱心であつた。

▼小澤昌次 康徳六年十一月二十四日病死(蒙疆支社通信

編輯)。新聞記者に「極東のブリュッヘル」の愛稱で呼ばれた。故人は頭腦、人格、迫力に於てまさに中堅記者諸彦の畏敬するところであつた。嘗つて全滿防空思想の普及宣傳にあたつて彼が創出した壁新聞は、今日でも僻地民衆に對する宣傳工作に繼承されてゐる。

▼山下敏男 康徳七年一月二十五日附死亡退社(東京支社勤務職員)。

▼山登博男 康徳七年一月三十一日戰傷死(應召中の吉林支局員、陸軍中尉)。前年十二月二十八日南支廣西省崑崙關にて重傷し、廣東陸軍病院にて名譽の戰傷死を遂けたるわが應召社員中最初の戦死者である。

▼鶴岡操 康徳七年二月四日附死亡退社(奉天支社勤務職員)。

▼杉原双六 康徳七年二月二十七日病死(前海拉爾支局長

當時總務局在勤休職)。物故せられし瀨沼三郎、鈴木二郎、

鈴木俊久の三氏と共に國通人の先輩であつた。ノモンハン

事件當時の海拉爾支局長にして、國通從軍班の基地を守り

つづけた精神の緊張が遂に氏を病臥せしめたのである。

▼青柳有美 康徳七年五月十日戰死(應召中の同盟講習所

國通委託電信科生徒)。襄東作戰に参加中上垣縣愛店村南

方四キロ傳壁村の戰鬪で名譽の戰死を遂げた。

▼宮崎眞道 康徳七年八月二十八日病死(哈爾濱支社勤務

中)。

▼西野重忠 康徳七年十二月二十七日附死亡退社(吉林支

局勤務職員)。

▼瀨沼三郎 康徳八年六月十七日病死(編輯局參事)。生前

「瀨沼老」の敬稱でよばれた國通の生き字引であつた。本

社創業と同時に入社、社務に熱中し今日の國通をあらしめ

た功勞者の一人として、その早逝は社内はもとより關係各

方面より惜しまれた、享年四十六。

▼松本武雄 康徳八年六月三十日附死亡退社(編輯局整理

部タイプ係勤務雇員)。

▼播磨徹郎 康徳八年八月二十日附死亡退社(編輯局在勤

休職中)。

▼趙永貞 康徳九年二月七日附死亡退社(牡丹江支局勤

務雇員)。

▼鈴木俊久 康徳九年五月六日病死(奉天支社長)。同盟が

いまだ國際、聯合といった頃から「俊久さん」で通つた故

人は、「餘技」の英語を以て國通初代の英文部主任として聯

合から入社した生粹の國通人であつた。聯絡部長より奉天

支社長に榮轉して二年半、同地にて殞る、享年四十四。

▼寺本田丸 康徳九年七月五日病死(大連支社聯絡部員)。

時事新報以來十數年の間無病精勵せる實直な人柄を以つて

敬はれてゐたが、腎臟病にて大連に殞る。

特別資料篇

一、滿洲國通信社法

一、滿洲國通信社定款

一、滿洲國通信社職制

滿洲國通信社法

朕組織法第三十八條ニ依リ參議府ノ諮詢ヲ
經テ滿洲國通信社ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布
セシム

御名御璽

康德八年八月二十五日

國務總理大臣 張 景 惠

勅令第百九十七號

滿洲國通信社法

第一條 政府ハ電信、電話其ノ他ノ通信方法ニ依ル情報ノ
蒐集及供給ノ事業ヲ統制確立シ以テ國政ノ滲透ト國威ノ
發揚トニ資セシムル爲滿洲國通信社ヲ設立セシム

第二條 滿洲國通信社ハ法人トス

滿洲國通信社ノ資本ノ額ハ二百八十萬圓トシ内二百五十
萬圓ハ政府ノ出資トス

第三條 滿洲國通信社ハ出資者ニ對シ出資證書ヲ交付ス

出資者ノ責任ハ其ノ引受ケタル出資金額ヲ限度トス

第四條 滿洲國通信社ノ本社ハ之ヲ新京特別市ニ置ク

滿洲國通信社ハ國務總理大臣ノ認可ヲ得テ支社ヲ設置ス
ルコトヲ得

第五條 滿洲國通信社ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス

一 國內外情報ノ蒐集

二 國內外情報ノ國內新聞社及放送局ニ對スル供給

三 國內外情報ノ國外通信社及新聞社ニ對スル供給

滿洲國通信社ハ國務總理大臣ノ認可ヲ得テ前項ニ附帶ス
ル業務ヲ營ムコトヲ得

第六條 國內外新聞社又ハ國外通信社ニ對スル情報供給ノ

事業ハ滿洲國通信社ニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第七條 滿洲國通信社ニ理事長並ニ理事四人以内及監事二
人以内ヲ置ク

理事長、理事及監事ハ國務總理大臣ノヲ命ズ

理事長及理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年トス

理事長ハ滿洲國通信社ヲ代表シ滿洲國通信社ノ使命ニ從

ツテ其ノ業務ヲ統轄運營スル責務ヲ有ス

理事長事故アルトキハ定款ノ定ムル所ニ依リ理事ノ一人

其ノ業務ヲ行フ

理事ハ理事長ヲ補佐シ滿洲國通信社ノ業務ヲ掌理ス

監事ハ滿洲國通信社ノ業務ヲ監査ス

第八條、滿洲國通信社ハ其ノ資本ノ二分ノ一ニ達スル迄ハ

毎事業年度ニ於ケル剩餘金ノ十分ノ一以上ヲ準備金トシ

テ積立ツルコトヲ要ス

前項ノ準備金ハ資本ノ缺損ノ填補ニ充ツル場合ヲ除クノ

外國務總理大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ使用スル

コトヲ得ズ

第九條、滿洲國通信社ハ毎事業年度ニ於ケル剩餘金ヨリ前

條ニ規定スル積立金ヲ控除シ尙殘額アルトキハ之ヲ出資

者ニ配當スルコトヲ得

一、滿洲國通信社法

第十條、國務總理大臣ハ滿洲國通信社ノ業務ニ關シ監督上

又ハ公益上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十一條、滿洲國通信社ハ國務總理大臣ノ命ニ依リ其ノ指

定スル事項ヲ内容トスル信報ヲ其ノ指定スル弘報機關ニ

供給シ又ハ供給セザルコトヲ要ス

第十二條、理事長及常務ニ從事スル理事ハ國務總理大臣ノ

許可ヲ受クルニ非ザレバ他ノ業務ニ從事スルコトヲ得ズ

第十三條、滿洲國通信社ハ國務總理大臣ノ認可ヲ受クルニ

非ザレバ其ノ重要ナル財産ヲ處分スルコトヲ得ズ

第十四條、滿洲國通信社ハ事業年度毎ニ事業計畫ヲ定メ之

ヲ國務總理大臣ニ提出シ其ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セ

ントズルトキ亦同ジ

第十五條、滿洲國通信社ハ毎事業年度終了後二月以内ニ財

產目錄、貸借對照表、損益計算書及事業報告書ヲ作成シ

監事ノ意見書ヲ附シテ之ヲ國務總理大臣ニ提出シ其ノ承

認ヲ受クベシ

第十六條、滿洲國通信社ハ前條ニ規定スル期間内ニ剩餘金

處分案ヲ作成シ之ヲ國務總理大臣ニ提出シ其ノ認可ヲ受クベシ

第十七條 滿洲國通信社ノ定款ノ變更又ハ剩餘金ノ處分ハ國務總理大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第十八條 國務總理大臣必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ滿洲國通信社ヲシテ其ノ業務若ハ財産ノ狀況ヲ報告セシメ又ハ所部ノ官吏ヲシテ其ノ金庫、帳簿其ノ他諸般ノ文書物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第十九條 國務總理大臣ハ滿洲國通信社ノ理事長、理事又ハ監事ノ行爲ガ法令又ハ定款若ハ本法ニ依ル命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認メタルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

第二十條 民法第三十三條乃至第三十五條、第四十九條乃至第五十二條第一項、第五十五條第二項、第六十條前段及第六十一條ノ規定ハ滿洲國通信社ニ之ヲ準用ス

第二十一條 滿洲國通信社ノ登記ニ付テハ法人登記法ノ規

定ヲ準用ス

第二十二條 第六條ノ規定ニ違反シタル者ハ一年以下ノ徒刑又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十三條 滿洲國通信社左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ理事長及理事ハ千圓以下ノ過料ニ處ス

一 國務總理大臣ノ認可ヲ受クベキ場合ニ之ヲ受ケザルトキ

二 國務總理大臣ノ命令ニ従ハザルトキ

三 國務總理大臣ノ命ジタル報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ検査ヲ妨ゲタルトキ

四 本法ニ定ムル登記ヲ爲スコトヲ怠リタリタルトキ

附 則

第二十四條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十五條 國務總理大臣ハ設立委員ヲ命ジ滿洲國通信社設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第二十六條 設立委員ハ定款ヲ作成シ國務總理大臣ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載シ設立委員之ニ署名スベシ

一 目的

二 名稱

三 本社ノ所在地

四 資本金額及拂込方法

五 出資者及其ノ出資スベキ金額

六 業務ノ執行ニ關スル事項

第二十七條 前條ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ左ノ事項ヲ登記スベシ

一 目的

二 名稱

三 本社

四 資本金額

五 出資者及其ノ出資スベキ金額

六 理事長、理事及監事ノ氏名及住所

第二十八條 滿洲國通信社ハ前條ノ登記ヲ爲スニ因リテ成

立ス

第二十九條 滿洲國通信社成立シタルトキハ設立委員ハ遲

滯ハク其ノ事務ヲ理事長ニ引渡スベシ

第三十條 本法施行ノ際現ニ存スル株式會社滿洲國通信社

ハ本法ニ依ル滿洲國通信社ノ成立ト同時ニ解散シ其ノ權

利義務ハ清算ヲ爲サズシテ本法ニ依ル滿洲國通信社ニ移

轉ス

前項ノ場合ニ於テ解散シタル株式會社滿洲國通信社ノ株

主ガ本法ニ依リ成立スル滿洲國通信社ノ出資者ナルトキ

ハ當該株主ガ株式會社滿洲國通信社ノ解散ニ因リ分配ヲ

受クベカリシ殘餘財産ノ評價額ハ之ヲ本法ニ依リ成立ス

ル滿洲國通信社ニ對スル出資トシテ拂込ミタルモノト看

做ス

前項ノ殘餘財産ノ評價ハ國務總理大臣ノ命ズル評價委員

ヲシテ之ヲ爲サシム

滿洲國通信社定款

第一章 總 則

第一條 本通信社ハ滿洲國通信社法ニ依リ設立シ滿洲國通信社ト稱ス

第二條 本通信社ハ左ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的トス

一 國內外信報ノ蒐集

二 國內外信報ノ國內新聞社及放送局ニ對スル供給

三 國內外信報ノ國外通信社及新聞社ニ對スル供給

四 國務總理大臣ノ認可ヲ得タル附帶業務

第三條 本通信社ハ本社ヲ新京特別市ニ置ク

第四條 本通信社ノ公告ハ政府公報ニ掲載シテ之ヲ爲ス

第二章 出 資

第五條 本通信社ノ資本金額ヲ貳百八拾萬圓トス

第六條 本通信社ニ對スル出資者及其ノ出資金額左ノ如シ

政 府

貳百五拾五萬圓

滿洲電信電話株式會社 貳拾五萬圓

右資本金額ノ拂込ハ滿洲國通信社法第三十條ニ依ル

第七條 本通信社ハ出資者ニ對シ其ノ出資金額ヲ記載スル

出資證書ヲ交附スルモノトス

第八條 出資證書ニハ左ノ事項ヲ記載シ理事長之ニ署名ス

ルコトヲ要ス

一 本通信社ノ名稱

二 本通信社成立ノ年月日

三 資本ノ總額

四 出 資 者

五 出資金額

一時ニ出資全額ヲ拂込マザルトキハ拂込アル毎ニ其ノ金額ヲ出資證書裏面ニ記載スルコトヲ要ス

第三章 役 員

第九條 本通信社ニ左ノ役員ヲ置ク

理事長 一人

理事 四人以内

監事 二人以内

第十條 理事長ハ本通信社ヲ代表シ滿洲國通信社ノ使命ニ

從ヒ其ノ業務ヲ統轄運營スル責務ヲ有ス

理事ハ理事長ヲ補佐シ本通信社ノ業務ヲ掌理ス

理事長事故アルトキハ其ノ指名ニヨリ理事中ノ一名之ヲ

代理ス

監事ハ本通信社ノ業務ヲ常時監査ス

第十一條 理事長、理事及監事ハ國務總理大臣之ヲ命ス

理事長及理事ノ任期ハ三年監事ノ任期ハ二年トス

第十二條 理事長及常務ニ從事スル理事ハ國務總理大臣ノ

許可ヲ受クルニ非ザレバ他ノ業務ニ從事スルコトヲ得ズ

第十三條 役員ノ報酬及手當ハ國務總理大臣ノ承認ヲ受ク

ルモノトス

第四章 理事會

三、滿洲國通信社定款

第十四條 理事會ハ理事長及理事ヲ以テ之ヲ組織ス

理事會ニハ理事長及理事ノ半數以上出席スルコトヲ要ス

第十五條 理事會ハ理事長之ヲ招集シ左ノ事項ヲ決議ス

一 定款ノ變更

二 年度事業計畫及其ノ變更

三 豫算及決算

四 剩餘金ノ處分

五 解散

六 其他重要ナル事項

前項ノ決議事項ハ國務總理大臣ノ認可ヲ受クルモノトス

第十六條 監事ハ理事會ニ出席スルモノトス

監事ハ理事會ニ於テ意見ヲ述ブルコトヲ得

第十七條 理事會ノ議事ニ付テハ議事録ヲ作成シ理事長並

ニ出席セル理事及監事之ニ署名捺印スルモノトス

第五章 計算

第十八條 本通信社ノ事業年度ハ毎年一月一日ヨリ十二月

三十一日迄トス

第十九條 本通信社ハ每事業年度終了後二月以内ニ左記ノ

書類ヲ作成シ監事ノ意見書ヲ附シテ國務總理大臣ニ提出

シ其ノ承認ヲ受クルモノトス

一 財産目錄

二 貸借對照表

三 損益計算書

四 事業報告書

第二十條 本通信社ハ每事業年度ニ剩餘金アリタルトキハ

左ノ金額ヲ準備金トシテ積立ツルモノトス

一 普通積立金資本ノ二分ノ一ニ達スル迄毎決算期ノ剩

餘金ノ十分ノ一以上

二 特別積立金 若干

計算ノ都合ニ依リ後期繰越金ヲ設クルコトヲ得

第二十一條 本通信社ハ損失ヲ填補シ且前條ノ普通積立金

ヲ控除シタル後ニ非ザレバ配當ヲ爲スコトヲ得ズ

本通信社ハ每事業年度終了後二月以内ニ剩餘金處分案ヲ

作成シ國務總理大臣ニ提出シ認可ヲ受クルモノトス

附 則

第二十二條 康德九年度ニ限り第十八條ノ規定ニ拘ラズ本

通信社ノ事業年度ハ事業開始ノ日より康德九年十二月三

十一日迄トス

康德九年一月七日之ヲ作成ス

滿洲國通信社職制

第一章 組 織

第一條 理事長ハ本通信社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

第二條 理事ハ理事長ヲ補佐シ本通信社ノ業務ヲ掌理シ理

事長事故アルトキハ其ノ指名ニヨリ理事中ノ一名之ヲ代

理ス

第三條 監事ハ本通信社ノ業務ヲ常時監査ス

第四條 本通信社ニ顧問ヲ置クコトヲ得

顧問ハ社業務ニ關シ理事長ノ諮問ニ應ズ

第五條 本社ニ左ノ室、局ヲ置ク

理事長室

總務局

編輯局

通信局

業務局

第六條 理事長室ニ參事ヲ置クコトヲ得

第七條 局ニ局長ヲ置ク

局長ハ理事長ノ命ヲ受ケ其ノ所屬社員ヲ指揮監督シ所管

業務ヲ統轄ス

第八條 局ニ次長ヲ置クコトヲ得

次長ハ局長ヲ補佐シ局長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代行

ス

第九條 局ニ部ヲ置ク

部ニ部長ヲ置ク

部長ハ上司ノ命ヲ受ケ所管事務ヲ處理ス

三、滿洲國通信社職制

部ニ次長ヲ置クコトヲ得

次長ハ部長ヲ補佐シ部長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代行

ス

局及部ニ係及係主任ヲ置クコトヲ得

第十條 必要ノ地ニ支社、支局又ハ特派員ヲ置ク

支社局ニ長ヲ置ク

支社局長並ニ特派員ハ理事長ノ命ヲ受ケ其ノ所管業務ヲ

統轄又ハ處理ス

但シ各局ノ所管事項ニ關シテハ當該局長ノ指揮ヲ受クル

モノトス

蒙疆ニ於ケル各支局ハ蒙疆支社長ノ指揮監督ヲ受クルモ

ノトス

第十一條 支社ニ次長ヲ置クコトヲ得

次長ハ支社長ヲ補佐シ支社長事故アルトキハ其ノ職務ヲ

代行ス

第十二條 國通印刷所ハ理事長ニ直屬シ其ノ職制ハ別ニ之

ヲ定ム

第二章 總務局

第十三條 總務局ハ左ノ事項ヲ管掌ス

- 一 文書ニ關スル事項
- 一 會計及出納ニ關スル事項
- 一 豫算決算ニ關スル事項
- 一 用度ニ關スル事項
- 一 人事ニ關スル事項
- 一 一般渉外ニ關スル事項
- 一 他局ノ所管ニ屬セザル事項

第十四條 總務局ニ左ノ部ヲ置ク

- 庶務部
- 經理部
- 用度部
- 人事部

第十五條 庶務部ハ左ノ事項ヲ管掌ス

- 一 社印其ノ他重要印類ノ管守ニ關スル事項

- 一 社報及回狀ニ關スル事項

- 一 文書ノ發送及保管ニ關スル事項

- 一 社屋管理ニ關スル事項

- 一 土地建物ノ貸借ニ關スル事項

- 一 自動車、車馬及電話ニ關スル事項

- 一 其ノ他他部ニ屬セザル事項

第十六條 經理部ハ左ノ事項ヲ管掌ス

- 一 豫算編成執行及決算ニ關スル事項

- 一 金錢出納及證券保管ニ關スル事項

- 一 會計ノ審査ニ關スル事項

- 一 社員ノ身元保證金及貯金ニ關スル事項

第十七條 用度部ハ左ノ事項ヲ管掌ス

- 一 物品ノ購入保管配給及處分ニ關スル事項

- 一 營繕ニ關スル事項

- 一 財産ノ管理ニ關スル事項

第十八條 人事部ハ左ノ事項ヲ管掌ス

- 一 社員ノ任免身分及考科ニ關スル事項

一 給與ニ關スル事項

一 福祉厚生ニ關スル事項

一 社宅管理ニ關スル事項

一 兵事ニ關スル事項

一 規律及賞罰ニ關スル事項

一 出張及請假ニ關スル事項

一 勞務管理ニ關スル事項

一 定員定率ニ關スル事項

第三章 編輯局

第十九條 編輯局ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 情報ノ蒐集整理並編輯ニ關スル事項

一 報道關係資料ノ蒐集並整理ニ關スル事項

一 寫眞ノ製作ニ關スル事項

一 情報並ニ報道關係資料ノ發行ニ關スル事項

第二十條 編輯局ニ左ノ部及係ヲ置ク

庶務係

整理部

取材部

寫眞部

外信部

調查部

特信部

發送係

第二十一條 庶務係ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 文書ノ處理ニ關スル事項

一 物品ノ請求保管ニ關スル事項

一 其他他部ニ屬セザル事項

第二十二條 整理部ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 情報ノ整理校閲並編輯ニ關スル事項

一 通信ノ發行ニ關スル事項

第二十三條 取材部ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 情報ノ取材ニ關スル事項

第二十四條 寫眞部ハ左ノ事項ヲ管掌ス

二 報道寫眞ノ製作ニ關スル事項

二 寫眞資料ノ蒐集整理保存ニ關スル事項

第二十五條 外信部ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 外語通信ノ發行ニ關スル事項

一 外國通信ノ翻譯處理ニ關スル事項

一 外語放送ニ關スル事項

第二十六條 調査部ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 資料ノ整備並調査研究ニ關スル事項

第二十七條 特信部ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 特殊通信ノ發行ニ關スル事項

一 出版物ノ企劃並編纂ニ關スル事項

第二十八條 發送係ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 通信ノ印刷發送ニ關スル事項

第四章 通信局

第二十九條 通信局ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 内外通信連絡並其ノ企畫ニ關スル事項

一 發受信報ノ編輯ニ關スル事項

一 通信機材並ニ技術ニ關スル事項

一 經濟通信ニ關スル事項

第三十條 通信局ニ左ノ部及係ヲ置ク

庶務係

通信部

地方部

着信部

工務係

經濟通信部

第三十一條 庶務係ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 文書ノ處理ニ關スル事項

一 物品ノ請求保管ニ關スル事項

一 其他他部ニ屬セザル事項

第三十二條 通信部ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 内外通信連絡ニ關スル事項

一 寫眞電送ニ關スル事項

第三十三條 地方部ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 對内外發信情報ノ編輯ニ關スル事項

一 地方關係情報ニ關スル事項

第三十四條 着信部ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 着信情報ノ翻譯ニ關スル事項

第三十五條 工務係ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 通信資材ノ整備並技術ニ關スル事項

一 通信科學ノ研究ニ關スル事項

第三十六條 經濟通信部ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 經濟通信ノ送受並發行ニ關スル事項

第五章 業務局

第三十七條 業務局ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 通信頒布ニ關スル事項

一 出版ニ關スル事項

一 廣告ニ關スル事項

一 製版ニ關スル事項

一 入札通信ニ關スル事項

第三十八條 業務局ニ左ノ部及係ヲ置ク

庶務係

業務部

廣告部

製版部

入札通信部

第三十九條 庶務係ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 文書ノ處理ニ關スル事項

一 物品ノ請求保管ニ關スル事項

一 其他他部ニ屬セザル事項

第四十條 業務部ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 通信ノ頒布ニ關スル事項

一 出版物ノ企畫編纂發行ニ關スル事項

一 出版物ノ販賣ニ關スル事項

第四十一條 廣告部ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 宣傳廣告ノ企畫立案並ニ圖案製作ニ關スル事項

一新聞雜誌其他一般廣告取扱ニ關スル事項

第四十二條 製版部ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 寫眞製版ノ製作並販賣ニ關スル事項

第四十三條 入札通信部ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 入札通信ノ發行ニ關スル事項

一 入札通信ノ廣告及販賣ニ關スル事項

第六章 支 社 局

第四十四條 支社局ノ事務分掌ハ本職制ノ示ストコロニ據

ル但シ本職制ニ據リ難キトキハ理事長ノ認可ヲ得テ別ニ

之ヲ定ム

支 社 暫 定 職 制

大連、奉天、哈爾濱三支社暫定職制ヲ左ノ如ク改ム

大 連 支 社

一、總務部(庶務、會計、營業)

一、編輯部(取材、整理、翻譯、タイプ、寫眞、電送寫眞)

一、通信部(聯絡、經濟通信)

奉 天 支 社

一、總務部(庶務、會計、營業)

一、編輯部(取材、整理、翻譯、タイプ、寫眞、電送寫眞、滿文)

一、通信部(聯絡、經濟通信)

哈 爾 濱 支 社

一、總務部(庶務、會計、營業、會館管理)

一、編輯部(取材、整理、翻譯、タイプ、滿文)

一、通信部

一、露文部

一、寫眞部(寫眞、電送寫眞)

康德九年十月一日ヨリ之ヲ實施ス

康德九年十一月廿三日 印刷
康德九年十二月一日 發行

國通十年史
(非賣品)

編輯兼
發行者 滿洲國通信社

印刷者 村山又八
新京特別市豐順街三一四

印刷所 國通印刷所
新京特別市豐順街三一四

